

会 長	局 長	係 員

## 平成 2 7 年 第 1 回

### 小坂町農業委員会会議録

平成 2 7 年 1 月 7 日（水） 1 4 時 0 0 分 役場大会議室において招集した。

1. 出席委員（9人）は次のとおりである。

2 番 奈 良 延 浩	5 番 木 村 隆 一	6 番 小 館 康 弘
7 番 亀 田 静 子	9 番 木 村 功	10 番 中 村 道 義
11 番 中 村 吉 夫	12 番 目 時 勝 則	13 番 熊 谷 直 美

2. 欠席委員（4人）

1 番 中 村 仁	3 番 安 保 均	4 番 小 館 正 光
8 番 畑 澤 富 子		

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 近 藤 肇      事務局長補佐 宮 館 秀 樹

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮 館 秀 樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

5 番 木 村 隆 一      6 番 小 館 康 弘

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第 1	報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約について
第 2	議案第 1 号	非農地証明願について
第 3	決定第 1 号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて
第 5	その他 1	平成 27 年度生産調整目標数量について

事務局長（近藤） 新年あけましておめでとうございます。只今から平成 27 年 1 月 7 日招集平成 27 年第 1 回小坂町農業委員会を開会いたします。

（ 1 4 : 0 0 ）

議 長（熊谷） 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。それでは、本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局（宮館） 1 番委員・3 番委員・4 番委員・8 番委員から、所用のため欠席する旨連絡がありました。

議 長 只今の出席者は 9 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

議 長 本日の会議録署名委員を指名します。5 番木村隆一委員、6 番小館康弘委員の両名を指名いたします。

議 長 それでは、議事に入ります。日程第 1、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約について 事務局より説明をお願いします。

事 務 局（報告 1 提案理由朗読）

2 件です。1 番は栃川原地内 6 筆 7,354㎡を賃貸人が農協へ返し、2 番で農協が賃借人に返すものです。いずれも合意解約となります。

議 長 只今の報告について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。

議長 (質問等なし)  
それでは、報告1については、終了してもよろしいですか。  
(はいとの声あり)

議長 それでは、報告1は、終了いたします。  
(14:04)

議長 続いて、日程第2、議案1、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。  
事務局 (議案1号提出理由朗読)  
事務局 経緯詳細説明  
1件あります。Aの所有の土地で小坂字新田地内6筆、面積はあわせて727㎡です。場所については濁川の新遠部橋周辺です。3筆は古遠部川の河川となっています。残り3筆は橋手前の道路敷となっています。先日11番委員と現地を確認してきました。

議長 11番委員、補足説明はありますか。  
11番委員 河川敷となっているところは、洪水になったときに流された場所になります。  
(中村吉)

議長 只今、事務局と11番委員から説明がありました。只今の説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。  
(質問等なし)

議長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。  
(よいとの声あり)

議長 議案1については、原案どおり許可相当することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 議案1は、原案どおり許可相当いたします。  
(14:08)

議長 日程第3、決定1号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局よりお願いします。  
事務局 (決定第1号提出理由朗読)  
事務局 経緯詳細説明  
9件あります。1番から4番は、中間管理機構を通さないものです。5番から9番は農地中間管理機構の農業公社に貸し出すものです。  
1番は万谷土地改良区地内、7,456㎡でBがAに貸し作ってもらうものです。期間は10年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。2番は万谷土地改良区地内、3,512㎡でCがAに貸し作ってもらうものです。期間は10年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。3番は小坂字大稲坪・下平・岩ノ下地内、6,903㎡でDが熊谷農進に貸すものです。期間は10年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。4番は小坂字太田3筆で、5,381㎡でEがFに貸すものです。期間は10年賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。5番は小坂字岱地内、6,249㎡でGが県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月賃借料は1反歩あたり6500円です。6番は小坂字岩沢平・下平・岩ノ下地内、6,606㎡でHが県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月賃借料は1反歩あたり9000円です。7番は小坂字大稲坪地内、13,186㎡でIが県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月賃借料は1反歩あたり9000円です。8番は荒谷字高田・道作地内で、併せて11,721㎡でJが県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月賃借料は田が1反歩あたり9000円で、畑が1反歩あたり2000円です。9番は大地字上前田・上羽ノ木田・村下地内、22,663㎡でKが県農業公社に貸すものです。期間は10年2ヶ月賃借料は田が1反歩あたり4000円です。

議長 只今の説明について、質問意見等ございましたら発言をお願いします。

10番委員 (目時) 秋田県農業公社に貸し出すと言うことは、すでに貸し出す相手が見つかったということでしょうか。

議 長 事務局 事務局、説明をお願いします。

事務局 農業公社に貸し出すということは、実質的には賃借人が決まっています。今回は農業公社に貸し出すための協議です。手続き上、総会で妥当と判断し、町で公告した後、農業公社では貸し出すための手続きに入ります。このため、今回の資料には賃借人の名前は出てきません。

10番委員 いずれ賃借人はわかるんですか。

事務局 農業公社で手続きが終了すれば、農業委員会にも報告がある予定です。

10番委員 わかりました。

議 長 ここで休憩します。(14:17)

議 長 再開します。(14:36)

議 長 休憩中に借り手の見つからないような水田はどうなるのかということで話し合いましたとおり、あくまでも農業公社は借り手の見つかるような良好な水田しか引き受けないので、コスト的に採算のとれない水田については、国で行っている多面的機能事業を利用、もしくは水田以外の利活用を考えながら指導を行っていくように意見を統一してよろしいでしょうか。

(よいとの声あり)

議 長 それではそのように指導するようになりたいと思います。それ以外、質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

議 長 それでは決定1については、質疑を終了してよろしいですか。

(よいとの声あり)

議 長 それでは、決定1については、原案どおりの承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 決定1については、原案どおりの承認いたします。

(14:39)

議 長 事務局 次に、その他1 平成27年度生産調整目標数量について 説明を求めます。

事務局 経緯詳細説明

12月25日に県庁で各市町村に27年産米の生産数量の配分がありましたのでお知らせします。小坂町には1,299tの割当がありました。また、自主的取組参考値で1,278tの割当がありました。なお、自主的取組参考値とは、このくらいの出荷量にしてほしいとの数字です。

議 長 ただいまの説明に質問等ございましたらお願いします。確認しますが、3年間で行う不均衡是正は考慮されているのでしょうか。

事務局 来年度については今年度と変わっておりませんが、段階的に是正することは決まっておりますので、もう一度是正されます。最終的には是正する前の1/4になります。それから、自主的取組参考値というのは、現在抱えている余剰米を少なくするために頑張ってほしい数量を表しているものです。

議 長 休憩します。(14:43)

議 長 再開します。(14:49)

議 長 生産調整目標数量について質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

議 長 質問が無いようなので、その他1については終了します。

議 長 只今を持ちまして、第1回委員会を終了します。

(14:51)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 熊谷直美

署 名 委 員 木村隆一

署 名 委 員 小館康弘